

**環境会計システムの確立に向けて
(2000年報告)**

平成12年3月

環境庁
環境会計システムの確立に関する検討会

目次

序文	1
本ガイドラインをまとめるに当たっての基本姿勢	5
環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）.....	6
1 環境会計の意義と導入のすすめ	6
2 環境保全コストの把握のための基本指針	11
2-1 環境保全コストの定義について.....	11
2-2 環境保全コストの分類についての考え方	15
2-3 環境保全コストの把握に当たっての基本的な考え方	16
2-4 環境保全コストの具体的分類について.....	18
3 環境保全対策に係る効果についての基本的考え方	25
3-1 環境会計システムにおいて把握する環境保全対策に係る効果について ...	25
3-2 環境保全効果の捉え方について	25
3-3 環境保全対策に伴う経済効果の捉え方について	27
4 環境会計情報の把握から公表へ	30
付録の1 環境会計情報の正しい理解のために	36
付録の2 環境保全コストの内部集計用フォーマット	38

序 文

今日地球規模で深刻化する環境問題は、私たちに対して、このままでは人類社会が持続できないことを警告しています。地球環境に大きな影響を与えながら大規模な経済活動を営む先進国の一つである日本は、自ら率先して環境への負荷の少ない持続可能な経済社会を築き上げていかなければなりません。

経済活動の重要な主体である企業等は、経済活動に大きな地位を占めているので、それぞれの事業活動の中に環境保全という目的意識を明確に組み込んでいくことが、この経済社会の構造転換にとって大変大きな原動力となります。そして、企業等を取り巻く人々や地域、行政が企業等のこうした取組を正しく評価し、社会全体として支援できる体制を整えていくことが重要です。

環境会計とは、企業等の環境保全への取組を定量的に評価するための枠組みの一つです。企業等にとっては、自社の環境保全への取組をより効率的で効果の高いものにしていくための経営管理上の分析手段となります。国民にとっては、統一的な枠組みを通じて企業等の環境保全への取組状況を理解できる有効な情報手段となります。

しかし、これまで、環境会計についての共通の枠組みがなく、問題がありました。そこで、環境会計に関する情報の提供側と受け手の側の双方にとって、共通の枠組みを構築するものとしてガイドラインが必要となってきました。そして、環境の保全が高い社会的な意義を持っていることを踏まえて、そのガイドラインは専門的で中立的な性格を有する機関がとりまとめることが相応しいと考えました。

環境庁では、我が国においても環境会計システムが確立し、多くの企業等に普及することが環境政策の上で有意義であると考え、その動きを支援するための施策を進めてきました。その一環として、平成11年3月「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間とりまとめ）」を公表しました。このガイドライン案を公表することにより、企業等における環境会計の導入に向けた取組が促進されることを期待しました。さらに、この案に対して関係方面からの幅広いご意見をいただき、それらを反映して平成11年度内を目途にガイドライン案の見直しを行い、より良いものへと改訂することとしました。

このガイドライン案の公表を一つの契機に、それ以降これまでの間に、日本企業の環境会計の導入が相次ぎました。それは特定の業種や業態に限定されず、また民間企業と

いう枠組みにも限定されない事業活動全体に及ぶものでした。現時点で導入事例は数十件にのぼり、まさに平成11年度は日本における「環境会計元年」と呼ぶべき年となりました。

環境庁としては、公表したガイドライン案に対する実務関係者の意見を直接聴取するため、平成11年6月には企業等の実務メンバーとの情報交換の場「環境会計に関する企業実務研究会」を発足させ、現在までに合計8回の会合を重ね、メンバー企業等も50を超えるに至りました。一方、日本公認会計士協会の専門部会との間に共同研究会を発足させ、現在までに合計7回の会合を重ね、意見交換を行ってきております。国内においては、この他にも環境会計に関する継続的な実務研究活動として、(社)日本能率協会による環境会計研究会、(社)産業環境管理協会による環境会計委員会、郵政研究所による研究等があります。

海外に目を向けると、北米では、米国環境保護庁、カナダ勅許会計士協会等において環境保全コスト及び環境に係る財務情報等の把握と公表のあり方などに関する検討が進められており、ヨーロッパでは、ドイツ環境省等の「環境原価計算ハンドブック」などの取組を挙げることができます。また、国連の持続可能な開発委員会や国連貿易開発会議による国際的な取組も行われ、平成11年8月には環境会計に関する初の国際会議がワシントンで開催されました。この会議には15か国が参加し、先進事例の一つとして環境庁も日本政府の環境会計に関する取組状況を、ガイドライン案を中心に報告したところです。さらに、同年10月には、環境庁及び国際連合大学高等研究所が共同で環境会計に関する国際シンポジウムを東京で開催し、欧米の有識者を招いた意見交換を行いました。

こうした環境会計をめぐる内外の動向を踏まえつつ、平成11年11月、環境庁に発足したのが「環境会計システムの確立に関する検討会」です。この検討会は、先にガイドライン案をまとめた「環境保全コストの把握に関する検討会」を発展させたものであり、下記のメンバーで構成されています。検討会の発足以来、合計5回の会合を重ね、環境会計システム導入のためのガイドラインの策定を主要課題として精力的に検討してきました。今般その成果をこの報告にまとめ公表することといたしました。

環境庁 環境会計システムの確立に関する検討会メンバー

(座長) 河野 正男	横浜国立大学大学院 国際社会科学部 教授
小笠原 幹雄	トヨタ自動車株式会社 環境部 担当部長
倉阪 智子	環境監査研究会 代表幹事 公認会計士
郡嶋 孝	同志社大学 経済学部 教授
國部 克彦	神戸大学大学院 経営学研究科 助教授
多田 博之	ソニー株式会社 社会環境部 企画室長
宮多 良	キリンビール株式会社 社会環境部 環境担当部長代理
森下 研	株式会社エコマネジメント研究所 代表
森島 彰	環境事業団 環境保全事業部 次長
矢部 浩祥	中央大学 商学部 教授

(事務局) 環境庁 企画調整局 企画調整課 調査企画室

この報告には、「2000年報告」という呼称を用いています。環境会計に関する研究や導入実態が日進月歩で発展している現状を踏まえると、環境会計の発展のために、関係者に対する適切かつ効果的な示唆を与えるものとして、今後も報告の内容を随時補強していくことが必要と考えたからです。また、のガイドラインで示す考え方などを参考にして、より広範囲の企業等がそれぞれの創意工夫を取り入れながら環境会計の導入を試みることが、環境会計システム自体の発展に資するものと考えています。同時に、環境会計を通じて整理された情報が公表されることが、環境保全を指向した社会の発展にとっても大変重要です。このように、ガイドラインの適切なフォローアップや、環境会計の普及促進を含めた企業等の自主的な環境保全への取組に対して引き続き支援を行っていきますが、これらに加え、環境会計等を通じて公表される環境情報に関して客観性・透明性を確保していくことも将来的に大きな課題です。

この報告では、従来の企業等の財務会計の枠組みを尊重しながらも、必ずしもこれに捕らわれることなく、環境会計システムの全体像として、の1で後述するとおり貨幣単位の情報と物量単位の情報が複合した新しい枠組みを提示しています。一方で、十分に整理し切れていない部分が残されていることも事実です。に盛り込んだ内容のうち、2の環境保全コストの把握の部分については、既に寄せられた関係者からの意見を反映して内容が相当固まっていますが、3の効果面に関する考え方については初めて明らかにするものであり、いまだ広範囲な意見聴取を行っていないため、具体的な把握手法の部分はいわば試案の段階と言わざるを得ません。このため、今後も環境会計システムの導入に関するガイドライン全般について、引き続き様々な機会を捉えて関係者から広く意見を求め、改良を重ねていく必要があると考えています。また、企業等の実践活動を通じた環境会計の発展段階を踏まえて、財務会計や企業等の環境マネジメントとの

具体的な関係について、考え方を整理し深化させていかなければなりません。

報告の本体というべき「環境会計システムの導入のためのガイドライン」は、環境会計の導入のための実践的なガイドラインとしては世界初の試みと言えます。環境庁としては、今後も内容の一層の充実に努め国際的にも通用する内容を目指すとともに、諸外国への情報発信や相互の意見交換を積極的に行いたいと考えています。また、企業の海外展開を考えると、世界の各地のそれぞれにおいて、現地の環境法制の差異を反映して環境対策の内容やその効果の現れ方に違いが出るのが予想されます。こうした場合にも通用するような環境会計システムを確立していくため、海外の法制などについての適切な情報収集も今後の課題と考えています。

本ガイドラインをまとめるに当たっての基本姿勢

この報告は、我が国における環境会計に関する統一的な考え方を集大成し、企業等の環境保全への取組を人々が正しく理解し、その取組を評価、支援していくことを可能にする社会システムの一つとして環境会計を発展させていくことを主眼としています。

報告の本体と言うべき「環境会計システムの導入のためのガイドライン」は、いわば環境会計に関する基本指針（基本ガイドライン）を提示するものです。まず、環境会計の基本的な部分については、共通に活用できる原則を示すなど考え方の統一性を重視しています。一方で、多様な業種・業態における基本ガイドラインの具体的な運用に当たっては柔軟性に配慮するという中間取りまとめの基本姿勢を維持しています。この延長線上において、業種、業態の特色を活かした環境会計に関する運用指針（運用ガイドライン）に関し、今後各所で進められるであろう実務的研究と積極的に連携していくことも、環境庁として重要と考えており、そのように努めていきたいと考えています。

環境会計で用いられる概念については、企業等の内部利用に留まるか外部への情報開示も行うかに関わらず首尾一貫していることが必要です。このため、本ガイドラインで明らかにする考え方が、その基礎となる共通概念として用いられることを望んでいます。さらに具体的に言えば、環境会計による情報の内部集計に当たっては、その項目の整理の仕方や具体的な分類に関する指針となるとともに、外部への情報開示に当たっては、情報の受け手の立場も考慮した適切な公表のあり方に関する指針となることを期待しています。

この報告は、環境会計に関する統一的な考え方をまとめていく立場から、環境会計による情報ができるだけ比較可能なものになることを目指しています。現状では環境会計の枠組み自体が未完成であり、企業等の自主性を尊重するというガイドラインとしての性格や個々の事業実態の多様性のために一定の限界はあると言わざるを得ません。しかしながら、将来的には基本的部分について時系列のみならず企業間比較ができるようなシステムを作り上げていきたいと考えています。

環境会計システムの発展のためには、企業等の実践活動の積み重ねが重要です。この報告では、環境会計に関する具体的な手法の確立にはなお時間を要することから、企業等が実務への円滑な導入が図れるように配慮しています。こうした趣旨から随所で段階的な対応を織り込み、企業の規模の大小や業態に関わらず環境会計が広範囲に普及することを期待しています。

環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）

1 環境会計の意義と導入のすすめ

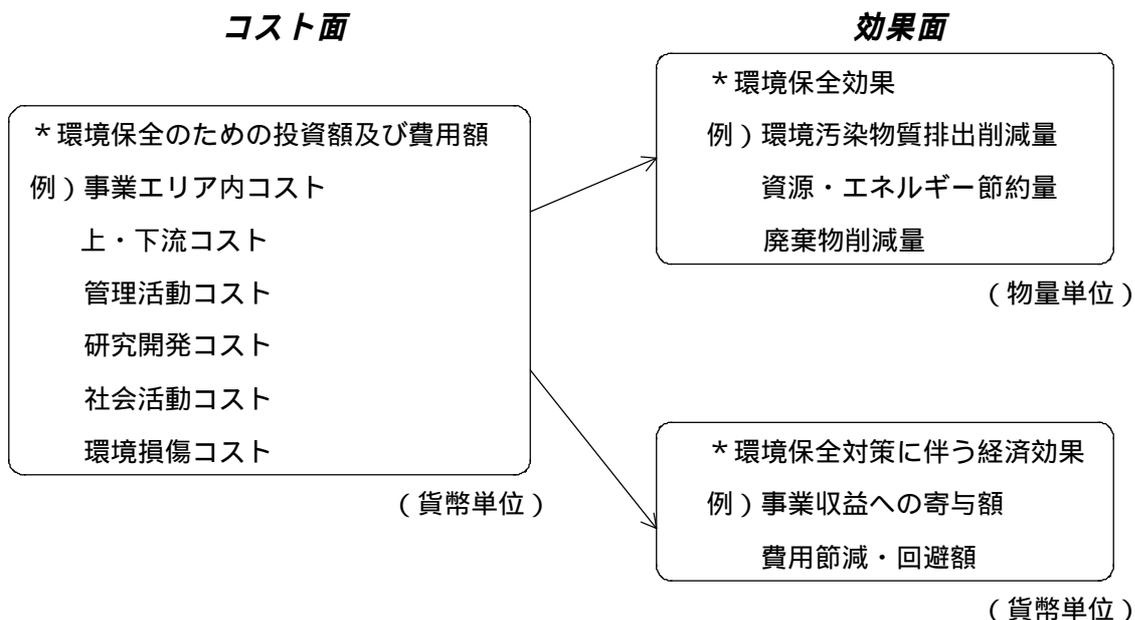
環境への負荷の少ない持続可能な経済社会を構築していくためには、国民、企業、行政等の各活動主体が環境保全への自主的で積極的な取組を行っていくことが求められています。中でも企業等は、経済活動に占める地位が極めて大きく、積極的な取組を行っていくことが期待されています。

(1) 環境会計の意義について

この報告の対象とする「環境会計システム」とは、「企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位で表示）に把握（測定）し、分析し、公表するための仕組み」を言います。

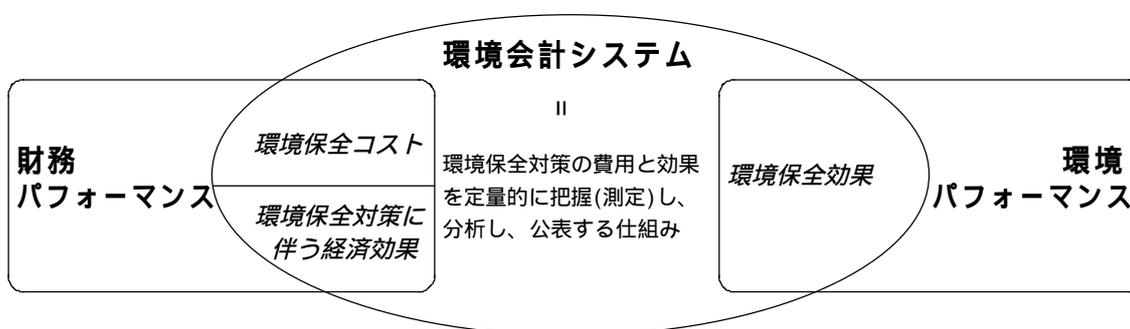
もちろん企業等の環境保全対策に係る「環境保全のためのコスト」に対応する効果には、定量的には把握しにくい様々な効果も考えられますが、環境会計が主に対象とする効果としては、大別して、事業活動による環境負荷を抑制又は回避する「環境保全効果」と、事業収益に貢献する「環境保全対策に伴う経済効果」とを想定しています。

は、環境保全対策そのものが意図した社会的効果と言え、は、同時に発生する内部効果と言えます。



本ガイドラインでは、中間取りまとめで環境会計の主たる要素とした「環境保全コスト」に加え、その各項目と「環境保全効果」とが可能な限り対比できるようにするとともに、「環境保全対策に伴う経済効果」の要素を適切な形で織り込むことにより、全体として環境保全コストとそれに対応する効果がバランスよく表示できるようなシステムとなること目指しています。

言い換えれば環境会計システムとは、企業等の環境保全対策が財務パフォーマンスと関連する部分である環境保全コスト及び環境保全対策に伴う経済効果（経費節約、事業収益等）に加え、企業の環境パフォーマンス指標の一部である環境保全効果データを体系的に整理する仕組みと捉えることもできます。



本ガイドラインとしては、企業等が環境会計システムを導入した結果を積極的に公表することを推奨しています。また、環境情報の総合性という点で環境報告書を公表している場合はその一部として公表することが好ましく、その場合には環境報告書に盛り込まれた環境パフォーマンスに関する記述内容と適切に連携する必要があります。

一方で、環境会計の内部利用も想定されると同時に、環境庁が2000年度からスタートさせる環境会計支援システムによる公表の途も開けることから、環境会計は、企業等の環境保全への取組実態を正確に把握（測定）し、分析し、公表できるシステムとなる必要があります。この報告では、将来的に環境会計システムが一つのまとまった体系的な仕組みとして確立されることを目指します。

.....
*** 環境庁が実施予定の環境会計支援システムについて**

全国の企業等に、環境庁がインターネットを通じて提供する実施支援ソフトを活用して環境会計を実施してもらい、その結果を送信してもらう予定。環境庁はそれら環境会計に関する情報を蓄積・整理し、一般に情報開示するというもの。

(2) 環境会計システムの導入のすすめ

環境会計に期待される機能としては、次のように「内部機能」と「外部機能」とがあります。

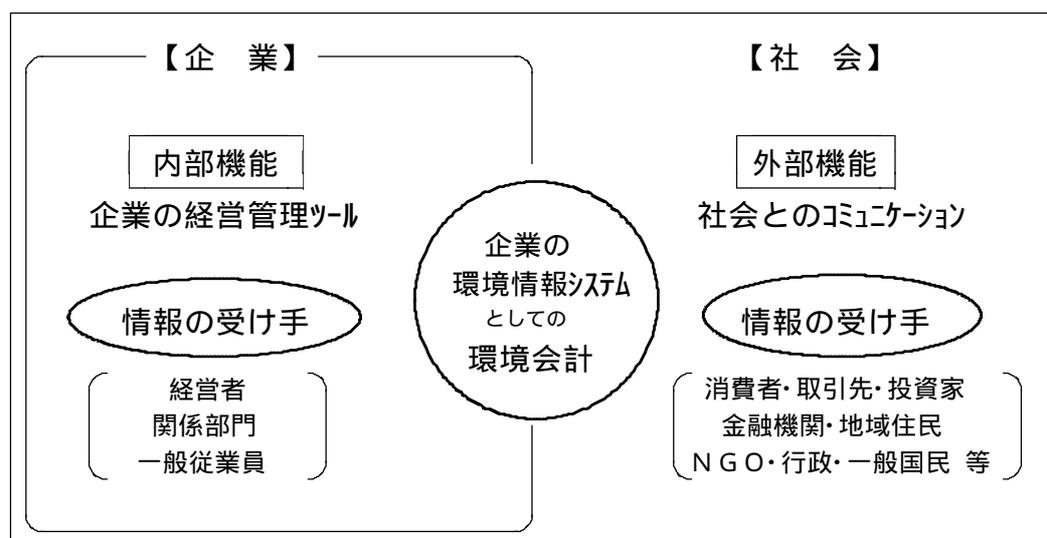
内部機能

環境会計は、企業等の内部管理情報のシステムとして、年々負担の増大する環境保全コストの管理や環境保全対策の費用対効果分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効果的かつ効果的な環境投資を促す機能を果たします。

外部機能

環境会計は、企業等の環境保全への取組状況を定量的に公表するシステムとして、利害関係者の意思決定に影響を与える機能を果たします。

また、企業の環境格付けの要素や経営リスク・収益性に関わる情報となって、株価安定や円滑な資金調達の面でのメリットも期待できます。



企業等の立場からみると、その内部、すなわち経営者や関係部門などにおいて経営管理ツールとしての環境会計システムの利用がまず考えられ、内部機能の発揮が期待されます。また、企業等が環境会計情報の公表に進んだ場合、社会とのコミュニケーションを意識する必要があり、外部の利用者、すなわち消費者や投資家、地域住民などにとっての外部機能も重要になってきます。さらに、積極的に環境経営を進める企業等を社会全体で支援するためには、二つの機能がバランスよく発揮されることが望まれます。

企業等が構築する環境会計のデータベースは、内部利用か外部利用かを問わず共通であると考えられます。内部利用の場合には、当該企業にとって重要な項目を適宜選択して自由に利用されます。これに対し、外部への情報提供の場合は、利用者への正確な情

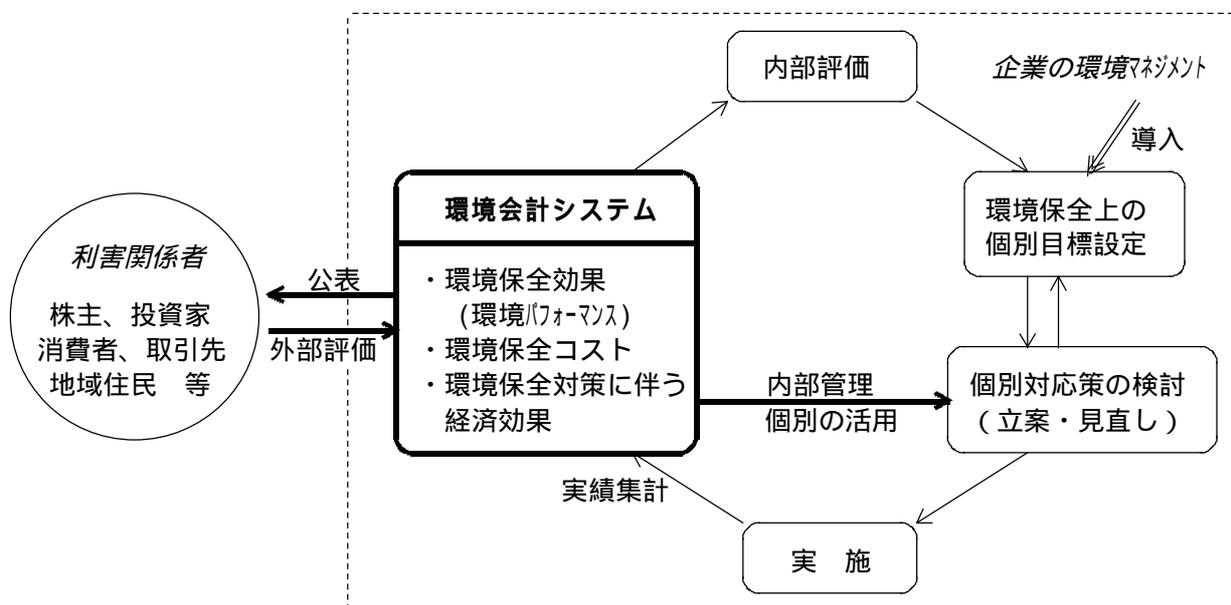
報伝達を図るため、ガイドラインの活用等を通じ可能な限り統一性、共通性を備える必要があります。

ここで企業等が環境会計システムの導入に取り組む背景や必要性はどこにあるのかを具体的に整理してみましょう。

第一に、環境保全のためのコストや環境保全対策の効果を把握（測定）し、それを適切に管理することが、健全な事業経営にとって必要不可欠の要素と考えられます。

企業等が環境保全に取り組んでいくに当たって、自らの環境保全に関する投資額や費用額（環境保全コスト）を正確に把握（測定）して集計・分析を行い、その投資効果や費用対効果を知ることが、取組の一層の効率化を図るとともに、合理的な意思決定を行っていくために極めて重要であるからです。

また、自らの環境保全コストや環境保全対策の効果を正確に把握することは、環境マネジメントシステムを的確に構築し、運営していくに当たって有効であり、また必要であると言えます。つまり、自らの環境パフォーマンスを測定し、管理し、環境保全対策の効果を適切に評価する指標の一つとしても環境会計を活用することができるのです。



どの程度の環境保全コストを支出し、どの程度の効果を上げることができたのか、その費用対効果を把握することは、健全な事業経営にとって今や必要不可欠の要素です。特に企業等がより少ないエネルギーと資源、より少ない廃棄物で、より高性能の製品を生産していく、すなわち環境効率性を上げていくためには、それらの物理的な量の管理

に加え、環境保全コスト等の把握及び管理は極めて重要であると言えます。

本ガイドラインで把握された環境保全コストや環境保全対策の効果の内容等を分析することにより、環境マネジメントシステム等に関する内部管理ツール（省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境保全への取組により削減されたコストの把握等）としても活用することができます。

第二に、環境会計による環境保全コスト等の公表が環境経営への取組姿勢の現れとして企業等を評価する尺度の一つとなりつつあります。

今日では、企業等の環境保全への取組等に関する様々な情報を、環境報告書などを通じて公表していくことが各方面から求められつつあり、その情報の内容と公表状況が、企業等を評価する尺度となりつつあります。そして企業等が公表する情報の重要な項目の一つとして、環境会計による環境保全コスト等を含めることが望まれています。

環境保全コスト等の内容、事業活動に占める割合などを継続的に公表することにより、情報の受け手は企業等の環境保全への取組姿勢や具体的な対応を知ることができます。既に数多くの企業等が環境報告書を作成し、公表していますが、その中で環境会計を用いて環境保全コスト等を公表する企業等が徐々に増えてきており、その必要性は多くの企業等が認識しつつあります。

個々の企業等にとって相応しい環境会計の具体像は、本ガイドラインなどを参考にしながらも基本的にはそれぞれの企業等の試行改良の積み重ねで出来上がっていきます。ですから、環境会計システムの導入に当たっては、一気に完成を目指すことよりも、まず事業活動に伴う環境負荷の認識と把握に始まり、一方で環境保全コストを把握する作業へと、他方で環境保全効果や環境保全対策に伴う経済効果を把握する作業へと進み、ある程度整理された段階で公表する、という一連の段階を踏む手順が現実的であると考えられます。また、把握する項目や集計範囲、公表範囲を徐々に広げるという部分的な導入（サイト単位、事業部門単位、管理項目単位等）も、活用の目的意識が明確であれば有効であると考えられます。

2 環境保全コストの把握のための基本指針

2-1 環境保全コストの定義について

本ガイドラインにおいて「環境保全コスト」とは、以下で具体的に定義する「環境保全のための投資額及び費用額」を言います。それを要約すると、企業等の事業活動に起因する環境負荷を抑制すること等を目的としたコスト及びこれに結びついたコストと表現することができます。

また、この環境保全コストに該当するか否かの判断基準は、後述するとおり支出目的を原則とし、必要に応じ環境保全に係る効果面からの判断で補うこととします。

なお、本ガイドラインにおいては、環境保全コストに関し、現段階で可能な限り詳細な説明を加えているつもりですが、細部にわたる概念整理や具体的な把握手法がまだ確立していない箇所があります。この場合は財務会計上の一般的な考え方を援用することなどにより補うことが考えられます。

(1) 投資額と費用額について

環境保全コストとしての「投資額」とは、原則として、環境保全を目的とした支出で、その効果が数期にわたって持続し、その期間の間に費用化されていくものを言います。ここでいう投資額は、財務会計上の償却資産*の当期取得価額とします。これは、環境保全対策に係る効果が長期間にわたって及ぶような大型の環境保全対策への資金投入に関する情報を得るためのものです。

環境保全コストとしての「費用額」とは、環境保全を目的とする支出により取得した財・サービスの費消によって発生するものです。この費用額は、費目別には人件費、原材料費、減価償却費、引当金繰入額等からなります。これは、当期の環境保全対策に係る効果に対応する、当期に発生した費用に関する情報を得るためのものです。

*償却資産

一般に、時の経過又は利用に伴われて部分的に減価し、減価償却の手続を通じて漸次費用化されていく性質の資産（例えば設備、機械等の固定資産）。

本ガイドラインでは、環境保全対策に係る効果を捉える上での重要性を考慮し、上記のような意味で当期の「投資額」及び「費用額」の両方を把握することを目指しています。しかしながら、企業等の環境会計の具体像の確立に向けた実践手順を勘案すると、これについても段階的な対応が考えられます。例えば、設備投資の減価償却費について、多種多様な設備について環境保全コストに含めるべき減価償却費を計算するのは、現時点では難しい場合があるので、把握（測定）しないといった対応もあり得るでしょう。また、頻繁に投資を行わない企業等の場合、費用額のみで環境保全コストを把握するというのも、当面有り得るでしょう。以下では、企業等の環境会計への取組の現状を踏まえ、いくつかの留意事項を整理しました。

環境保全コストとしてここで定義している投資額と費用額には、双方に減価償却部分が含まれており、単純に合算することはできません。

本ガイドラインでは、2-2で述べるとおり環境保全コストについて事業活動の領域に対応する形で六つに分類しています。その分類それぞれについて、投資額及び費用額の把握（測定）が可能です。

環境保全のための投資額と対比するため、その期の環境保全目的以外の投資額を含めたその期の投資額を別途記載することが望ましいでしょう。また、環境対策に係る効果と関係するため、過去何年分かの投資額は重要な情報となりますが、これを公表する場合には、各期ごとにそれぞれの投資額と可能ならばその概要を公表すべきで、単に累計額のみ公表は避けて下さい。

本ガイドラインで採用した考え方とは別に、環境保全コストをキャッシュフローの観点からマネジメントする方法もあります。この考え方の下では、環境保全コストは合算可能な概念として、投資的な性格を持つコストと経常的な性格を持つコスト等に分類できます。このように、コストマネジメントの観点からキャッシュフローに注目した場合、減価償却費を考慮する必要がない点などで本ガイドラインとは考え方が異なっています。今後、環境会計の議論が深まり、体系が洗練され、考え方が整理されてくると考えられます。

環境事業投資としての株式、関係会社株式、出資金等は、償却資産ではないため、環境保全コストとしての投資額には含めず、別途金額、概要を注記することも考えられます。

(2) 研究開発について

事前投資の典型である環境保全を目的とした研究開発に関する企業活動は、企業等の環境経営への取組姿勢を判断するために重要な情報となっています。

本ガイドラインでは、2-2で述べるとおり研究開発活動における環境保全コストを研究開発コストと呼ぶこととしており、その内訳として投資額及び費用額があります。

本ガイドラインにおいては、財務会計の考え方を援用し、研究開発活動に係る支出は原則として研究開発コストのうちの費用額として扱います。ただし、専ら環境保全目的で行われる研究開発に利用するための償却資産の取得価額は、研究開発コストのうちの投資額として扱います。

研究開発コストを公表する場合には、環境保全の目的以外のものを含めその期の研究開発費の総額を別途記載することが望ましいでしょう。これは、研究開発コストとしての費用額について、研究開発費の総額との対応を見るためです。

(3) いわゆる社会的費用について

いわゆる社会的費用とは、企業等によって通常負担されるコストに対して、これ以外、すなわち外部不経済として社会が負担しているコストであり、例えば、企業等の経済活動の結果、排出される環境汚染物質によって引き起こされる第三者の健康被害、農産物や漁業への被害等が挙げられます。

いわゆる社会的費用であったコストのうち、企業等が積極的な環境保全への取組として既にその事業コストに内部化しているものは、本ガイドラインで定義する環境保全コストに当然含まれますが、依然として第三者が負担している社会的費用については、当面含めないこととします。企業等が旺盛な環境保全への取組を展開すると、いわゆる社会的費用は減りますから、このような取組は奨励されるべきですが、いわゆる社会的費用を私的費用とどのように関わらせるべきか、という点などはなお検討が必要であり、今後の課題とさせていただきます。

(4) 環境保全の概念について

本ガイドラインにおいて「環境保全」とは、「環境負荷、すなわち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当広範囲にわたる環境に加えられる影響であって、環境の良好な状態を維持する上での支障の原因となるおそれのあるもの（以下「環境負荷」と

言います。)の発生の防止、発生の抑制、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組」を言います。具体的には、次のとおりとします。

企業等の事業活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる事態に係る環境保全（公害防止）

企業等の事業活動による地球全体の温暖化又はオゾン層破壊の進行、海洋の汚染、野生生物種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境保全（地球環境保全）

企業等の事業活動における資源（水を含みます。）や環境汚染のおそれのある化学物質の使用削減、廃棄物の発生抑制、使用済み製品等の再利用、様々なレベルでのリサイクル推進、廃棄物の適正処理に係る環境保全（資源循環）

企業等が取り組むその他の環境保全（その他の環境保全）

なお、環境保全との境界線を引くことが難しい領域に安全・衛生に関する分野がありますが、本ガイドラインでは分離して把握が可能な場合には原則として含めず、仮に含める場合には注記することが望ましいと考えています。

2-2 環境保全コストの分類についての考え方

本ガイドラインにおいては、事業活動を環境負荷との関係から「生産・サービス活動」「管理活動」「研究開発活動」「社会活動」の四つの領域に分けて捉えています。環境保全コストの大分類については、この事業活動の領域に対応する形で整理していません。すなわち、

まず、支出目的による分類に従い、次の五分類に整理します。

- (1) 生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：事業エリア内コスト）
- (2) 生産・サービス活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：上^{じょう}・下流^{かりゅう}コスト）
- (3) 管理活動における環境保全コスト（略称：管理活動コスト）
- (4) 研究開発活動における環境保全コスト（略称：研究開発コスト）
- (5) 社会活動における環境保全コスト（略称：社会活動コスト）

また、これらに事業活動領域とは無関係の結果による分類を一つ追加します。

- (6) 環境損傷に対応するコスト（略称：環境損傷コスト）

以上の六分類が本ガイドラインの推奨する環境保全コストの大分類の方法です。なお、(1)については、環境保全の分野との関係で 公害防止コスト、 地球環境保全コスト、 資源循環コストの三つの小分類に整理することができます。

2-3 環境保全コストの把握に当たっての基本的な考え方

(1) 集計の範囲について

環境保全コストを集計するときの範囲については、連結決算の対象である全社及び全グループにおいて集計することが望まれますが、まずは、集計がしやすい工場、事業所等のサイト単位、もっと小さな区分からでも結構です。

また、連結決算の対象範囲と環境報告書等で対象とする範囲は、必ずしも一致しない場合があります。これは連結財務諸表での連結の範囲は、実務的には実質支配力基準が適用されていますが、環境面での重要性がそれと同じであるとは限らず、環境報告書等の対象範囲を連結財務諸表に一致させることが妥当ではない場合も想定されるためです。したがって、連結決算の範囲に十分配慮しつつ、環境面での重要性を考慮した対象範囲を設定して環境保全コストを集計することが必要であると言えます。

いずれにせよ、その対象範囲を明記し、かつ連結財務諸表の連結の範囲との異同も明記することが望まれます。

さらに、グループ内の企業間における環境保全コストや環境保全対策に係る効果の捉え方については、いわゆる内部取引の相殺の問題など未解決の問題も多く、今後の実例の積み重ねに委ねることとし、本ガイドラインでは今後の検討課題とさせていただきます。

(2) 対象期間について

公表する環境保全コストの対象期間は、環境報告書又は財務報告書の対象期間と合わせることを望ましいと考えられます。

(3) 環境保全コストの具体的な把握（測定）方法について

個々のコストが「環境保全コスト」に該当するか否かは、支出目的で捉えることを原則とし必要に応じ効果面で補完して判断することとします。これにより純粋に環境保全のためのコストに限定して集計することが基本原則となります。

まず、環境保全のためのコストを直接把握（測定）することができる場合には、それを集計することとします。しかし、それが難しい場合、すなわち環境保全以外の目的のコストや通常の場合のコストと結合した「複合的なコスト」から分別して環境保全コストを把握（測定）する場合には、その把握（測定）の方法としては、次のとおりの優先順位で考えて下さい。また、実際の集計に採用した方法とその理由を、明らかにする

ことが望めます。

差額の集計

他の目的のためのコストを控除した差額又は通常の場合のコストを控除した差額を集計して下さい。

按分集計

合理的な考え方に基づき複合的なコストを支出目的により按分して、該当部分を集計して下さい。

簡便法による集計

例えば25%・50%・75%という按分比率を予め定め、複合的なコストごとに最も妥当と思われる比率を当てはめて集計して下さい。

特記付き全額計上

重要な環境保全コストを含んでいながらどうしてもその部分の把握（測定）が困難な場合には、複合的なコストの全額を集計しその旨を付記して下さい。

直接把握（測定）や差額の集計が実務的に困難であると予想される典型例として、人件費及び減価償却費が考えられます。

人件費の集計については、実際の職務内容と環境保全との関係を考慮しますが、例えば兼務職員の場合に一定期間の労働時間配分比率を基に推定する集計方法も有効です。また、人件費の配分が実務的に可能であれば、できるだけ具体的な分類に沿った配分をすることが望めます。これは環境保全対策に係る効果とそのためのコストを個々に対比する場合を想定しているためです。

減価償却費を把握（測定）する際には、環境保全への取組を意図的に始めた時点特定し、環境保全目的以外の投資に係る減価償却費との差額のうち当期に効果の及ぶ部分を、その時点までさかのぼって集計します。また、さかのぼっての集計が困難な場合でも、今後の環境保全を目的とした設備投資について減価償却費を集計していく方法によって、数年後にはその期の減価償却費の全体像を集計できることになります。

なお、本業として環境ビジネス（公害防止装置の製造、環境コンサルタント、廃棄物処理・リサイクル事業等）に取り組む場合の環境保全コストの把握（測定）に関しては、困難な問題が多く残されていますが、原則として、本業として取り組む環境ビジネスに関するコストは環境保全コストには含まれないと考えられます。ただし、企業等において独自の算出方法を考案されている場合は、その方法を明示した上で、把握（測定）・公表することを妨げるものではありません。この問題については今後の課題とさせていただきます。

2-4 環境保全コストの具体的分類について

環境保全コストの大分類それぞれに属するコストは以下のとおりとします。ただし、実際の事業活動等に応じて項目の取捨選択、あるいは追加もありうるでしょう。また、各分類の中にはコスト管理の上で性格を異にするコストが混在している場合があります、コスト管理には留意を要します。本ガイドラインでは、(1)及び(6)の中にこの留意点の典型例を示しています。また、抑制した環境負荷との対応関係を明らかにすることが望まれます。

(1) 生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：事業エリア内コスト）

この「生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト」は、企業等の生産・サービス活動により事業エリア内（物流・営業活動を含む企業等が直接的に環境への影響を管理できる領域）で直接発生する環境負荷を抑制する取組のためのコストとします。（公表に当たっては、その取組の具体的内容及び関連する環境負荷データが記載されていることが望まれます。）

事業エリア内コストについては、さらに以下の項目に分類することとします。

公害防止コスト

この「公害防止コスト」は、公害防止のために、生産設備の末端（エンド・オブ・パイプ）に付加した施設・設備又は生産設備の末端で発生する環境負荷を抑制する取組（有害性のある化学物質による環境汚染の未然防止を含みます。）のためのコストとします。

- a．大気汚染防止（酸性雨防止を含む）のためのコスト
- b．水質汚濁防止のためのコスト
- c．土壌汚染防止のためのコスト
- d．騒音防止のためのコスト
- e．振動防止のためのコスト
- f．悪臭防止のためのコスト
- g．地盤沈下防止のためのコスト
- h．その他の公害防止のためのコスト

コストの集計については2-3(3)の原則を適用します。つまり、公害防止のためのコストは原則として全額を計上することとしますが、生産設備に環境負荷抑制装置が組

み込まれている場合は、この装置に係るコストを把握するか、差額集計や按分集計等により集計します。

費用額には、設備リース費、減価償却費、維持運営費等が含まれます。

維持運営費は、実務担当者の人件費、電力費、水道光熱費、下水道料金、施設・設備から発生した廃棄物の処理費、測定費、原材料費、修繕費、賃借料等が考えられます。

地球環境保全コスト

この「地球環境保全コスト」は、温暖化防止、オゾン層保護その他の環境保全に加え、公害防止コスト及び 資源循環コスト以外の環境保全に係る施設・設備又は取組のためのコストとします。

- a . 温暖化防止のためのコスト
- b . オゾン層破壊防止のためのコスト
- c . その他の環境保全のためのコスト

費用額には、設備リース費、減価償却費、維持運営費等も含まれます。また、維持運営費の考え方は、 公害防止コストの場合と同様です。

施設・設備等から発生した廃棄物の処理等のためのコストについては同一項目に計上します。

温暖化防止のためのコストとしては、温室効果ガスの排出抑制のためのコスト、省エネルギーのためのコスト等を含みます。

省エネルギーのための取組は、環境負荷の抑制につながります。例えばコージェネレーション、燃料電池、照度センサー、パッシブソーラ、ソーラーシステム、省エネルギー機器の購入等のコストは、購入しない場合との差額の集計により把握します。

事業エリア内における消費電力の削減は、厳密に言えば発電所で発生する環境負荷を抑制する取組であり、そのためのコストは次の(2)に分類することも考えられますが、本ガイドラインでは a に含めることにします。

その他の環境保全のためのコストとしては、生物多様性や生態系の保全等に資する取組のコストが考えられます。これらのコストのウェイトが高い場合には、 ~ 以外に新たな分類を として追加することも考えられます。

資源循環コスト

この「資源循環コスト」は、持続可能な資源循環の取組のためのコストとします。資源の効率的利用のためのコスト、用水の効率化や健全な水循環のためのコスト、発生した廃棄物の減量化、処理・処分及びリサイクルのためのコストを含みます。

- a. 資源の効率的利用のためのコスト
- b. 節水、雨水利用等のためのコスト
- c. 産業廃棄物の減量化、削減、リサイクル等のためのコスト
- d. 事業系一般廃棄物の減量化、削減、リサイクル等のためのコスト
- e. 産業廃棄物の処理・処分（埋立を含む）のためのコスト
- f. 事業系一般廃棄物の処理・処分（埋立を含む）のためのコスト
- g. その他持続可能な資源循環に資するコスト

費用額には、設備リース費、減価償却費、維持運営費等も含まれます。また、維持運営費の考え方は、公害防止コストの場合と同様です。

生産段階において廃棄物の発生そのものを抑制するような取組及び廃棄物を減量させる取組（例えば原材料等の歩留まりをあげる等）のためのコストは、a又はgに含まれます。また、公害防止設備から排出される廃棄物の処理費は、維持運営費の中で取り扱い、ここでは生産工程等から直接排出される廃棄物を対象とします。

生産設備に係るコストで、生産性向上と環境保全（資源の効率的利用）の両方の効果が得られる取組を実施した場合（いわゆる「クリーンテクノロジー」と呼ばれるもので、生産設備のシステムの中にビルトインされているインプロセスのもの、例えば、自動車や家電製品の塗装の歩留まりを上げるための取組を実施し、塗料の使用量の削減、塗装汚泥の減量等の効果が得られた場合等）は、その効果の度合いや目的に基づいてコストを、例えば生産性向上が全体の6割、環境保全が4割などのように按分集計等により抽出することを原則とします。ただし、取組の内容、按分根拠、計算方法等を明示して下さい。

雨水利用、中水利用のコストは、通常の上水利用のコストとの差額とします。

例えば、汚泥の脱水等の取組はc、その焼却や埋立はe、費用を払ってリサイクルした場合はcとなります。また、焼却による熱や電気の回収（いわゆるサーマル・リサイクル）はeとし、cはマテリアル・リサイクルのみを対象とします。

資源の循環や効率的利用という点でe及びfは、他のコストと性格を異にするため、環境保全コストの管理を行う際には十分留意する必要があります。

分別や中間処理によって得られた有価物等を売却した場合は、後述する「環境保全対策に伴う経済効果」に該当しますので、その金額を別途記載して下さい。

(2) 生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：上・下流^{じょうかりゅう}コスト）

この「生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト」とは、グリーン購入のように、事業エリアの上流側で発生する環境負

荷を抑制する取組のためのコスト、及び企業等が生産・販売した製品、容器包装等の使用消費・廃棄等に伴い、事業エリアの下流側で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト並びにこれに関連したコストとします。（公表に当たっては、具体的な取組内容を記載することが望まれます。）

環境負荷の少ない製品、商品、燃料及び原材料等（有害性のある化学物質の使用削減に配慮されたものを含みます。）の購入（いわゆるグリーン購入）に伴い発生した通常の購入行為との差額コスト

生産・販売した製品等のリサイクル・回収・再商品化・適正処理のためのコスト

容器包装等のリサイクル・回収・再商品化・適正処理のためのコスト

環境保全対応の製品・サービスを提供するための追加的コスト

追加的コストとしたのは、より高い水準の環境保全対応を行う場合に、投資額及び費用額の増加分を把握（測定）し、それによる環境保全対策に係る効果と対比できるようにするもので、こうした趣旨を踏まえ個々の実状に応じ判断して下さい。

本業として行う環境ビジネスのコストは、ここでいう追加的コストではないので全額を計上することは意味がありません。ただし、環境ビジネスであっても、更に環境負荷を抑制できる製品等への設計変更等に係る追加的コストが把握（測定）でき、一方で環境保全に係る追加的な効果も把握できる場合には、ここで計上する意味があるでしょう。

これに関連して(4)研究開発コストに含まれると判断したものは除きます。

容器包装等の低環境負荷化のための追加的コスト

上記 ~ に関連したコスト（業界団体等への負担金等を含みます。）

業界団体等への負担金で(5)に該当するものを除きます。

費用額には、設備リース費、減価償却費、維持運営費等も含みます。また、維持運営費の考え方は、(1)- 公害防止コストの場合と同様です。

回収した製品・容器包装等の分別や中間処理によって得られた有価物を売却した場合には、後述する「環境保全対策に伴う経済効果」に該当しますので、その金額を別途記載して下さい。

(3) 管理活動における環境保全コスト（略称：管理活動コスト）

この「管理活動における環境保全コスト」は、企業等の環境保全のための管理活動で

あって、事業活動に伴い発生する環境負荷を抑制することに間接的に貢献する取組のための、以下のようなコストとします。（公表に当たっては、具体的な取組内容を記載することが望まれます。）

社員への環境教育等のためのコスト

環境マネジメントシステムの構築、運用（オペレーション）、認証取得のためのコスト

環境負荷の監視・測定のためのコスト

個別の環境負荷項目を監視・測定するためのコストのほか、化学物質の環境への排出量の把握等を行うP R T R等の実施に係るコストを含みます。

環境保全対策組織の人件費及び上記 ～ に係る人件費

費用額には、設備リース費、減価償却費、維持運営費等も含みます。

(4) 研究開発活動における環境保全コスト（略称：研究開発コスト）

この「研究開発活動における環境保全コスト」は、企業等が研究開発コストとして把握している研究開発活動のための人件費を含むコストのうち、環境保全に関わるコストとします。研究開発のための投資額もここに含まれます。（公表にあたっては、具体的な研究開発の内容を記載することが望まれます。）

環境保全に資する製品等の研究開発コスト

本業として行う環境ビジネスの場合も、更に環境負荷を抑制できる製品等を研究開発することにより変わりが無いので、研究開発コストの大きな部分がこれに含まれる可能性があります。

製品等の製造段階における環境負荷の抑制のための研究開発又は企画設計コスト

その他、物流段階や製品等の販売段階等における環境負荷の抑制のための研究開発コスト

費用額には、設備リース費、減価償却費、維持運営費等も含みます。また、維持運営費の考え方は、(1)- 公害防止コストの場合と同様です。

環境保全の目的以外の研究開発費も含めた、その期の研究開発費の総額を別途記載して下さい。

(5) 社会活動における環境保全コスト（略称：社会活動コスト）

この「社会活動における環境保全コスト」とは、自らの事業活動に直接的には関係ないものの企業等の社会活動における環境保全に係る取組、又は情報公開など企業等が社会とのコミュニケーションを図る取組のための、以下のようなコストを言います。（公表に当たっては、具体的な取組内容を記載することが望まれます。）

自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のコスト

地域住民の行う環境活動に対する支援（基金づくり等）及び地域住民に対するセミナーなどの情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト

環境保全を行う団体等に対する寄付、支援のためのコスト

環境情報の公表及び環境広告のためのコスト（製品の宣伝、販売促進のためのコストは除く）

費用額には、設備リース費、減価償却費、維持運営費等も含まれます。

(6) 環境損傷に対応するコスト（略称：環境損傷コスト）

「環境損傷に対応するコスト」とは、企業等の事業活動が環境に与えた損傷に関して生じたコストであって、以下のような、結果として環境保全に関わるコストが含まれます。

土壌汚染、自然破壊等の修復のためのコスト

環境の損傷に対応する引当金繰入額及び保険料

引当金については、その企業等の財務諸表上で計上されているものに限りません。

環境保全に関わる和解金、補償金、罰金、訴訟費用

及び のコストは、その支出の結果が必ずしも環境保全と結びつかないものであり、 のコストとは性格を異にするので、金額の注記をするなど取扱いに注意が必要です。

(7) その他環境保全に関連するコスト（略称：その他のコスト）

これまで列挙した項目には当てはまらないコストで環境保全に関連するコストが存在するかもしれませんが、それを含める場合には範囲が不明確にならないように内容や理

由の開示が望まれます。

参考 環境保全コストの段階的な把握方法について

環境会計を導入するに当たっての現実的な対応として、環境保全コストの集計範囲を段階的に拡大していくという方法も考えられます。具体的には、一気に全ての環境保全コストを把握するのではなく、製造業を例にとれば、次のような数段階に分けて把握していくことが考えられます。

第1段階として、

- (1) 生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：事業エリア内コスト）のうち
 - 公害防止コスト
 - 資源循環コスト
- (5) 社会活動における環境保全コスト（略称：社会活動コスト）

第2段階として、

- (2) 生産・サービス活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：上・下流コスト）
- (3) 管理活動における環境保全コスト（略称：管理活動コスト）
- (4) 研究開発活動における環境保全コスト（略称：研究開発コスト）

第3段階として、

- (1) 生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：事業エリア内コスト）のうち
 - 地球環境保全コスト
- (6) 環境損傷に対応するコスト（略称：環境損傷コスト）

3 環境保全対策に係る効果についての基本的考え方

3-1 環境会計システムにおいて把握する環境保全対策に係る効果について

本ガイドラインの1において、環境会計の意義と想定するイメージについて既にある程度触れていますが、ここで再度考え方を整理してみたいと思います。

環境保全対策に係る効果を把握する方法としては、まず、環境負荷量やその増減を把握（測定）する場合に適した「物量単位」、環境保全対策に伴い企業等が得られた事業収益や費用の節減・回避を把握する場合に適した「貨幣単位」の二つがあります。

本ガイドラインでは、その効果を最も正確に把握（測定）するため、「環境保全効果」については物量単位による把握、「環境保全対策に伴う経済効果」については貨幣単位による把握を提案しています。一方、新しい共通単位を導入する試みや、物量単位までも貨幣単位に換算する試みなどもなされていますが、この点に関しては今後の成果に期待したいと考えています。

なお、事業規模の増減など他の無関係の要素がからみ、一つの単位だけでは、企業等の環境保全対策の効率性を経年的に比較できない場合が考えられます。このため本ガイドラインでは、いわゆる環境効率性を表現する方法などいくつかの比較指標の参考例を示しています。

また、環境保全対策に係る効果については、必ずしも定量的に把握できないものも考えられます。例えば、予防的な環境保全対策によって環境汚染を未然に防止することができたなどの効果です。これらについては、その事実を定性的に記述することなどが考えられます。

環境保全対策に係る効果の集計に当たっても、基本的には2で述べた環境保全コストを集計する場合の範囲や対象期間に関する考え方に従って下さい。

3-2 環境保全効果の捉え方について

既に述べたとおり、ここで扱う「環境保全効果」は、企業が一定の環境保全コストをかけて環境保全対策を実施した費用対効果を検討する際には、まず始めに把握すべき項目でしょう。

事業活動による環境負荷量を測定し、環境報告書等において公表している企業の一般的な実態を踏まえ、本ガイドラインでは、環境保全対策による環境保全効果（環境負

荷の抑制又は回避、環境の維持・改善を含みます。)を明らかにする代表的な物量指標を、以下(1)～(3)のとおり例示することとします。個々の企業においては、その実状に応じて物量指標を適宜選択し、その増減を把握(測定)するなど可能な限り環境保全コストの項目と対応する形で把握(測定)して下さい。

本ガイドラインでは、(1)及び(2)以外のコスト項目に対応する物量指標については、現段階では(3)「その他の効果」としてまとめています。

この問題に関して、環境庁では、企業等の環境パフォーマンスの評価について、評価のための指標項目、項目毎の算出方法等の検討を開始することとしています。今後、その検討成果を活用して、本ガイドラインの改訂、発展を図っていくこととします。

(1) 事業エリア内で生じる環境保全効果(事業エリア内効果)

この効果は生産・サービス活動により事業エリア内に生じる環境負荷を抑制する効果で、企業等が直接把握(測定)できる環境保全効果の代表的なものです。これは環境保全コスト分類のうちの(1)事業エリア内コストに対応するものですが、企業等の環境負荷量の測定実態等を踏まえ、次のような物量単位による指標例が考えられます。

公害防止関係 : 環境汚染物質(NO_x、COD等)の排出量
有害性がある化学物質の排出量・移動量 等

地球環境保全関係 : 温室効果ガス排出量、エネルギー使用量 等

資源循環関係 : 廃棄物等排出量、廃棄物最終処分量、水使用量 等

なお、経年比較等を可能とする指標又は表示方法として、生産活動の原単位比較(生産量単位、売上高単位、工事量単位、時間単位等)、個別対策コスト単位比較(環境負荷削減量/環境保全コストのうちの該当費用額)、比較対象となる基準年度の設定などが考えられます。

(2) 上・下流で生じる環境保全効果(上・下流^{じょうかりゅう}効果)

環境保全コスト分類のうちの(2)上・下流コストに対応するものですが、企業等の環境負荷量等の測定実態等を踏まえ、参考とすべき指標例として、グリーン購入量等、有害性がある化学物質の使用量、製品に関する指標(回収量、リサイクルのための分解時間等)、再生利用量又は最終処分量が考えられます。

なお、製品について、製造段階のみならず使用、廃棄の段階を含めた製品のライフサイクル全体を考慮しながら環境保全効果を表示する方法については、使用方法による違いをどう考えるか、多種多様な製品をどう代表させるか等について、さらに検討が必要です。

(3) その他の効果

ここでは、環境保全コスト分類のうち、(1)及び(2)以外のコスト項目に対応する環境保全効果を表す物量指標について取り上げます。例えば、(5)社会活動コストとして、事業所周辺地域の緑化実績値（面積比又はCO₂換算で表現する方法もあります）、河川・海浜の清掃実績等があります。

参考 比較指標の例

環境保全効果を公表する場合、単純な物量指標による経年変化の表示のみでは企業努力の実態を正しく伝えられない場合があります。単純な物量指標を表示することを前提とし、さらに、その意味を分かり易くするための補足の比較指標としては、以下のような例が考えられます。

環境負荷の削減量 / 環境保全コストのうちの該当費用額

単位は分子が物量単位、分母が貨幣単位で、環境対策の効率性（プラスの値が高いほど効率的）を表します。これを採用する場合には環境負荷項目ごとに対応させます。

事業活動による付加価値又は利益 / 環境負荷の発生総量

単位は分子が貨幣単位、分母が物量単位で、いわゆる環境効率性（プラスの値が高いほど効率的）を表します。これを採用する場合には付加価値又は利益の概念を整理する必要があります。

3-3 環境保全対策に伴う経済効果の捉え方について

環境保全対策が当該企業に及ぼす経済効果を算定するに当たっては、確実な根拠に基づくことが望まれます。それがしにくい場合には、定性的に記述することが考えられます。仮定的な計算に基づく経済効果については、主に内部利用が想定されます。あえて公表する場合には(1)の経済効果とは区別し、かつ算定根拠を示すことが必要です。

(1) 確実な根拠に基づいて算出される経済効果

環境保全対策によっては環境保全効果と表裏一体となって企業等の経営上プラスに働

く経済効果が実質的に発生する場合があります。「確実な根拠に基づいて算出される経済効果」とは、このような性格の経済効果を言います。これには、事業収益の増加や費用の節減・回避に関する項目例が考えられます。また、これらの項目は明確に把握しうる経済効果であるので、環境会計に盛り込むことが望まれます。

生産過程におけるリサイクル又は使用済み製品等のリサイクルによる事業収益
資源循環コスト又は上・下流コストに対応する経済効果であり、リサイクルで得られた有価物等の売却額を計上できます。

リサイクルのための投資による効果を継続的に把握する場合、導入前との差額の計上期間を当該投資の減価償却期間と整合させることが望まれます。

生産・サービス活動における省エネルギーによる費用節減
地球環境保全コストに対応する経済効果であり、例えば、生産・サービス活動に伴う電力、石油、ガス等のエネルギー費用の対前年度減少額を計上できます。

省エネルギーのための投資による効果を継続的に把握する場合、導入前との差額の計上期間を当該投資の減価償却期間と整合させることが望まれます。

生産過程における省資源又はリサイクル活動に伴う費用節減
資源循環コストに対応する経済効果であり、資源利用量の削減による費用節減や、リサイクル活動に伴う廃棄物の減量化による廃棄物処理費用の対前年度減少額を計上できます。

省資源又はリサイクルのための投資による効果を継続的に把握する場合、導入前との差額の計上期間を当該投資の減価償却期間と整合させることが望まれます。

(2) 仮定的な計算に基づく経済効果

環境対策に伴う経済効果には、仮定的な計算に基づく、以下のような経済効果があります。これらの経済効果について実態的データに基づく算出方法が確立した場合には、(1)の経済効果となる可能性があります。

偶発的な経済効果（リスク回避による経済効果）

予防的な環境保全対策によって、それを実施しなければ発生していたかもしれない偶発的な環境損傷コストを回避できる場合がありますが、これは環境保全対策に伴い潜在的に存在する効果であり、企業等の経営上プラスに働く経済効果として捉えることができます。「偶発的な経済効果」とは、こうした性格の経済効果を合理的な推定方法により算出したものを言います。これは主として生産活動等に係る環境保全対策に伴う経済

効果の一つと位置づけられ、次のような費用節減・回避に関する項目が考えられます。

偶発的な経済効果は、経営管理の上では重要な情報と考えられますが、一方で推定計算が介在せざるを得ませんので、主に内部利用が想定される項目です。こうした趣旨から、現段階では、その公表を求めません。あえて公表する場合には(1)の確実な根拠に基づいて算出される経済効果とは区別し、かつ推定などを行う際の算定根拠を示すことが必要です。

環境投資による環境リスクの抑制による環境損傷コストの回避

環境修復のための費用の節減、環境汚染事故の発生による操業ロスや住民への賠償金・補償金などの費用の回避推定額などを計上することが考えられます。

環境投資を怠り環境関連コストが発生した場合を想定して費用の回避額を見積もらなければならない、発生するコストに関しデータが不足していると算定根拠が薄弱になるため、公表する場合はその取扱いに特に注意が必要です。

利益寄与の推定効果

環境経営が進むにつれて環境保全対策は企業等の通常の事業活動に内部化されていきますので、そうして得られた利益の中には、(1) - のような実質的に発生した経済効果以外にも、環境保全対策が寄与した潜在的な経済効果が含まれていると捉え、「利益寄与の推定効果」を算出する試みが見られます。これについては、本ガイドラインでは具体的にその算出方法を言及できる段階とは考えていません。

4 環境会計情報の把握から公表へ

企業等の持続可能な発展を考えると、社会的に重要な意味を持つ情報については、自らの社会的説明責任として積極的な情報開示が求められるとともに、そうした取組が企業等の社会的評価を確立します。環境会計は、企業等に係る環境情報システムの一つとして発展が大いに期待されており、より多くの企業等における導入と公表の積み重ねが強く求められています。

本ガイドラインでは、1で環境会計の意義を明らかにし、2及び3で環境会計システムを構成する要素として、環境保全コスト、環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果を挙げ、それぞれを把握（測定）するに当たっての考え方について述べてきました。企業等はこれらを参考にして環境会計システムの導入を図り、様々な場面で活用することになります。

企業等は、環境会計システムにより構築される自社のデータベースを用いて、企業等の内部での環境マネジメントや経営管理に利用したり、更に進んで情報開示の一環として環境保全への取組状況を外部に公表するために利用することが考えられます。このうち、内部利用については、企業等の自主性や独自性が発揮される分野ですので、本ガイドラインでは1～3で述べてきた基本的な考え方を提示することにとどめています。

これに対し、企業等が外部へ情報開示する場合には、利用者への正確な情報伝達を図る社会システムとして可能な限り統一性、共通性を備える必要があります。本ガイドラインでは、積極的な環境会計情報の公表を推奨するとともに、まとめられた環境会計に係る情報を公表する場合に必要な、環境会計の枠組みに関する考え方、把握（測定）すべき項目とその考え方、公表の仕方、表現方法等についても随所で触れています。なお、公表される環境会計情報の主な受け手としては、環境報告書等の利用者、すなわち消費者や投資家、地域住民などを想定しています。

本ガイドラインで既に述べてきた考え方に基づいて環境会計システムを整理した場合、以下のような公表用フォーマットを用いて環境会計情報を公表することが便利です。もちろん、個々の情報を最も適切に表現できる方法で公表されればよく、公表の方法を拘束するものではありません。ここでは、環境会計情報のとりまとめ方針や取組進度によって選択できるように三つの公表用フォーマット例を提案します。また、企業等が採用した環境会計の枠組みに応じて、環境会計による公表内容と環境報告書等における記述との適切な連携が必要です。

(1) 環境保全コスト主体型：公表用A表（A 1表、A 2表）

環境保全コストを中心に公表しようとする場合を想定したフォーマットです。環境保全対策の内容と効果について要約を記載するとともに、その詳細を記載した環境報告書の該当ページを記入するなどによりそれを補う記述があることが望まれます。

なお、より具体的な分類で公表する場合のフォーマットとして、公表用A 2表を付しています。

(2) 環境保全効果対比型：公表用B表

環境保全コストに対し主として環境保全効果を対比することにより企業等の環境保全対策の費用対効果を明らかにしようとする場合を想定したフォーマットです。効果について一定の定量化が行われますが、それを具体的に裏付ける意味で環境報告書の記述との連携も必要になります。

(3) 総合的效果対比型：公表用C表

環境保全コストに対し環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果を対比させ、できるだけ総合的に効果を捉えることにより環境保全対策の費用対効果を明らかにしようとする場合を想定したフォーマットです。情報量が豊富になる反面、特に効果面では単位の異なった数値が並ぶことになるので、表示方法について適切な工夫が必要です。

ここでは、以上のような整理に従って、ごく簡単な公表用フォーマット例を提案しますが、企業等の情報開示の姿勢によって更に詳細な環境会計の公表も望まれます。なお、確実な根拠に基づいて算出される経済効果に限らず広く経済効果を捉え環境保全コストと対比させる考え方もありますが、その場合には環境報告書における環境パフォーマンス指標と連動させて環境保全対策の費用対効果を考えることが不可欠です。

環境保全コスト主体型フォーマット（公表用A - 1表）

集計範囲：（ ）
 対象期間： 年 月 日～ 年 月 日
 単 位：（ ）円

環境保全コスト			
分 類	主な取組の内容及びその効果	投資額	費用額
(1) 生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（事業エリア内コスト）			
内 訳	公害防止コスト		
	地球環境保全コスト		
	資源循環コスト		
(2) 生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するためのコスト（上・下流コスト）			
(3) 管理活動における環境保全コスト（管理活動コスト）			
(4) 研究開発活動における環境保全コスト（研究開発コスト）			
(5) 社会活動における環境保全コスト（社会活動コスト）			
(6) 環境損傷に対応するコスト（環境損傷コスト）			

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他環境保全に関連するコスト(その他のコ)として記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示して下さい。

項 目	内 容 等	金 額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		
(1)の に係る有価物等の売却額		
(2)に係る有価物等の売却額		

環境保全コスト主体型フォーマット（公表用A - 2表）

集計範囲：（ ）
 対象期間： 年 月 日～ 年 月 日
 単 位：（ ）円

分 類		環 境 保 全 コ ス ト	主 な 取 組 の 内 容 及 び そ の 効 果	投 資 額	費 用 額	
(1) 生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（事業エリア内コスト）	公害防止コスト	a.大気汚染防止(酸性雨防止を含む)のためのコスト				
		b.水質汚濁防止のためのコスト				
		c.土壌汚染防止のためのコスト				
		d.騒音防止のためのコスト				
		e.振動防止のためのコスト				
		f.悪臭防止のためのコスト				
		g.地盤沈下防止のためのコスト				
		h.その他の公害防止のためのコスト				
		小 計				
	地球環境保全コスト	a.温暖化防止のためのコスト				
		b.オゾン層破壊防止のためのコスト				
		c.その他の環境保全のためのコスト				
	小 計					
	資源循環コスト	a.資源の効率的利用のためのコスト				
		b.節水、雨水利用等のためのコスト				
		c.産業廃棄物の減量化、削減、リサイクル等のためのコスト				
		d.事業系一般廃棄物の減量化、削減、リサイクル等のためのコスト				
		e.産業廃棄物の処理・処分(埋立を含む)のためのコスト				
		f.事業系一般廃棄物の処理・処分(埋立を含む)のためのコスト				
		g.その他持続可能な資源循環に資するコスト				
小 計						
- までの合計						
(2) 生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するためのコスト（上・下流コスト）	環境負荷の少ない製品、商品、燃料及び原材料等(有害性のある化学物質の使用削減に配慮されたものを含む)の購入(いわゆるグリーン購入)に伴い発生した通常の購入行為との差額コスト					
	生産・販売された製品等のリサイクル・回収・再商品化・適正処理のためのコスト					
	容器包装等のリサイクル・回収・再商品化・適正処理のためのコスト					
	環境保全対応の製品・サービスを提供するためのコスト					
	容器包装等の低環境負荷化のための追加コスト					
	上記 - に関連したコスト					
	小 計					
(3) 管理活動における環境保全コスト（管理活動コスト）	社員への環境教育等のためのコスト					
	環境マネジメントシステムの構築、運用(オペレーション)、認証取得のためのコスト					
	環境負荷の監視・測定のためのコスト					
	環境保全対策組織の人員費及び上記 - に係る人件費					
小 計						
(4) 研究開発活動における環境保全コスト（研究開発コスト）	環境保全に資する製品等の研究開発コスト					
	製品等の製造段階における環境負荷の抑制のための研究開発又は企画設計コスト					
	その他、物流段階や製品等の販売段階等における環境負荷の低減のためのコスト					
小 計						
(5) 社会活動における環境保全コスト（社会活動コスト）	自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策コスト					
	地域住民の行う環境活動に対する支援(基金づくり等)及び地域住民に対するセミナーなどの情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト					
	環境保全を行う団体等に対する寄付、支援のためのコスト					
	環境情報の公表及び環境広告のためのコスト(製品の宣伝、販売促進のためのコストは除く)					
小 計						
(6) 環境損傷に対応するコスト（環境損傷コスト）	土壌汚染、自然破壊等の修復のためのコスト					
	環境の損傷に対応する引当金繰入額及び保険料					
	環境保全に関わる和解金、補償金、罰金、訴訟費用					
小 計						

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他環境保全に関連するコスト(その他のコスト)として記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示して下さい。

項 目	内 容 等	金 額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		
(1)の に係る有価物等の売却額		
(2)に係る有価物等の売却額		

環境保全効果対比型フォーマット（公表用B表）

集計範囲：（ ）
 対象期間： 年 月 日～ 年 月 日
 単 位：（ ）円

環境保全コスト			
分 類	主な取組の内容	投資額	費用額
(1) 事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（事業エリア内コスト）	公害防止コスト		
	地球環境保全コスト		
	資源循環コスト		
(2) 生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するためのコスト（上・下流コスト）			
(3) 管理活動における環境保全コスト（管理活動コスト）			
(4) 研究開発活動における環境保全コスト（研究開発コスト）			
(5) 社会活動における環境保全コスト（社会活動コスト）			
(6) 環境損傷に対応するコスト（環境損傷コスト）			

環境保全効果		比較指標
効果の内容	環境負荷指標	
(1) 事業エリア内で生じる環境保全効果（事業エリア内効果）		
(2) 上・下流で生じる環境保全効果（上・下流効果）		
(3) その他の環境保全効果		

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他環境保全に関連するコスト(その他のコスト)として記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示して下さい。

項 目	内 容 等	金 額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		
(1) の に係る有価物等の売却額		
(2) に係る有価物等の売却額		

総合的効果対比型フォーマット（公表用C表）

集計範囲：（ ）
 対象期間： 年 月 日～ 年 月
 単 位：（ ）円

環境保全コスト			
分 類	主な取組の内容	投資額	費用額
(1 生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（事業エリア内コスト）			
内 訳	公害防止コスト		
	地球環境保全コスト		
	資源循環コスト		
(2 生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するためのコスト（上・下流コスト）			
(3 管理活動における環境保全コスト（管理活動コスト）			
(4 研究開発活動における環境保全コスト（研究開発コスト）			
(5 社会活動における環境保全コスト（社会活動コスト）			
(6 環境損傷に対応するコスト（環境損傷コスト）			

環境保全効果		比較指標
効果の内容	環境負荷指標	
事業エリア内で生じる環境保全効果（事業エリア内効果） (1)		
上・下流で生じる環境保全効果（上・下流効果） (2)		
その他の環境保全効果 (3)		

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他環境保全に関連するコスト(その他のコスト)として記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示して下さい。

項 目	内 容 等	金 額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		

環境保全対策に伴う経済効果	
効果の内容	金 額
リサイクルにより得られた収入額	
省エネルギーによる費用削減	
リサイクルに伴う廃棄物処理費用の削減	

付録の1 環境会計情報の正しい理解のために

個々の企業等について把握又は公表された環境会計による情報を正しく理解するためには、次のようなポイントに留意することが必要です。

1 企業等の環境保全への取組状況については、環境会計による情報だけでなく、他の環境情報を加味して総合的に評価すべきであること。

環境会計システムは未だ発展途上と言わざるを得ず、企業等の活動における環境保全コスト、環境保全対策による環境保全効果（いわゆる環境パフォーマンス）、環境保全対策に伴い企業等に還元される経済効果を定量的に捉えられる範囲で体系的に把握（測定）、分析し、公表するためのシステムであるので、これらの内容を総合的にまとめた環境報告書などの情報を通じ、その背景にある企業活動の実態を考慮して理解すべきであること。

2 環境会計で明示された環境保全コストについて、総額の大小や増減をもって企業の取組状況を単純に比較評価するのは不適切であり、環境保全コストはそれぞれの内容や性格をよく吟味すべきであること。

具体的には、

- (1) 業種・業態により環境保全コストの構造に差異があること。
- (2) 環境会計の細部の把握方法については、普及途上の現状では個別企業ごとに差異が生じざるを得ず、公表数値のみでの安易な企業間比較は避けるべきであること。
- (3) 例えば、追加又は上乘せ分のみを捉える環境保全のための費用額は、環境保全対策の進展度合や業況により増減すること。
- (4) 一方、環境保全のための投資額は、環境リスクを回避し将来の環境保全コストを低減させることが期待できるため、適時適切に投資することが有効であること。

3 社会的な意義における環境保全対策の費用対効果については、事業活動に伴って発生する環境負荷の実態を正しく把握し、環境保全効果と環境保全コストとの比較から評価すべきであること。

- (1) 自社の事業活動に伴い発生する環境負荷の実態を正しく把握することが基本であ

ること。

(2) 環境保全効果は、企業が行う環境パフォーマンス評価の結果として得られるデータを活用することにより把握できること。

4 環境保全コストと環境保全対策に伴う経済効果だけを比較するだけでは、企業等の環境保全対策の費用対効果を正しく評価することはできないこと。

環境会計システムは、企業の財務会計の枠組みを尊重しながらも、必ずしもこれに捕らわれるものではなく、貨幣単位で比較できる部分（経済効果）のみに着目し、その収支差（黒字又は赤字）から企業等の環境保全対策を外部評価するのは適切でないこと。

(1) 企業の持続性という意味で、環境保全対策において経済効果が生じることは重要ではあるが、全ての効果を貨幣単位で把握（測定）するのは難しく、確実な根拠に基づいて算出された経済効果は限定的であるため、それだけで効果面を捉えると環境保全対策の効果を過小評価することとなりがちであること。

(2) 収支差に捕らわれて経済効果をできるだけ大きく捉えようとする、算定根拠が不明確なものや恣意的なものが多く含まれることになり、環境会計情報を公表する意味を見失うおそれがあること。

(3) 環境保全対策に伴い企業に還元される経済効果を広く把握（測定）することは、内部利用における経営管理項目としては重要な意義があろうが、環境保全コストの支出目的と明確な対応関係がない項目も多く含まれる結果になる。社会への公表を前提にすると、環境保全効果を抜きにした両者の比較だけではバランスのとれた費用対効果分析とは言えないこと。

付録の2 環境保全コストの内部集計用フォーマット

環境保全コストを自社内で集計する際に活用していただくため、環境保全コストの内部集計用フォーマットを添付します。

この内部集計表における横軸の勘定科目は、あくまでも例示であり、まず分類に即して自社のどのような取組が該当するのかを検討の上、それぞれのお考えで勘定科目の取捨選択、あるいは追加を行って下さい。

(付録の2) 内部集計用フォーマットの例

表1-1: 公害防止コスト(生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト(略称: 事業エリア内コスト))

	取組の内容	投資額	費用額												その他	(費用額合計)	
			減価償却費	設備リース費	維持運営費												
					人件費	電力費	水道光熱費	下水道料金	廃棄物処理費・リサイクル	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計			
a. 大気汚染防止(酸性雨防止を含む)のためのコスト																	
b. 水質汚濁防止のためのコスト																	
c. 土壌汚染防止のためのコスト																	
d. 騒音防止のためのコスト																	
e. 振動防止のためのコスト																	
f. 悪臭防止のためのコスト																	
g. 地盤沈下防止のためのコスト																	
h. その他の公害防止のためのコスト																	
合計																	

「公害防止コスト」とは、企業等の生産・サービス活動により事業エリア内(物流・営業活動を含む企業等が直接的に環境への影響を管理できる領域)で直接発生する環境負荷を抑制する取組のためのコストのうち、公害防止のために、生産設備の末端(エンド・オブ・パイプ)に付加した施設・設備又は生産設備の末端での環境負荷抑制のためのコストを言います。公表に当たっては、その取組の具体的内容及び関連する環境負荷データが記載されていることが望まれます。

- * 公害防止のためのコストは原則として全額を計上しますが、生産設備に環境負荷低減装置が組み込まれている場合は、この装置に係るコストを把握するか、差額集計や按分集計等により集計します。
- * 費用額には、減価償却費、設備リース費、維持運営費等が含まれます。
- * 維持運営費は、実務担当者の人件費、電力費、水道光熱費、下水道料金、施設・設備から発生した廃棄物の処理費、測定費、原材料費、修繕費、賃借料等が考えられます。

表1-2: 地球環境保全コスト(生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト(略称: 事業エリア内コスト))

	取組の内容	投資額	費用額												その他	(費用額合計)	
			減価償却費	設備リース費	維持運営費												
					人件費	電力費	水道光熱費	下水道料金	廃棄物処理費・リサイクル	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計			
a. 温暖化防止のためのコスト																	
b. オゾン層破壊防止のためのコスト																	
c. その他の環境保全のためのコスト																	
合計																	

「地球環境保全コスト」とは、生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための取組のためのコストのうち、温暖化防止、オゾン層保護、その他の環境保全の取組のためのコストに加え、公害防止コスト・資源循環コスト以外の環境保全に係る施設・設備又は取組のためのコストを言います。公表に当たっては、その取組の具体的内容及び関連する環境負荷データが記載されていることが望まれます。

- * 費用額には、減価償却費、設備リース費、維持運営費等が含まれます。
- * 維持運営費は、実務担当者の人件費、電力費、水道光熱費、下水道料金、施設・設備から発生した廃棄物の処理費、測定費、原材料費、修繕費、賃借料等が考えられます。
- * aには、温室効果ガスの排出抑制のためのコスト、省エネルギーのためのコスト等を含みます。

* 省エネルギーのための取組は、環境負荷の抑制につながります。例えばコージェネレーション、燃料電池、照度センサー、パッシブソーラ、ソーラーシステム、省エネルギー機器の購入等のコストは、それを購入しない場合との差額の集計により把握します。

* 事業エリア内における消費電力の削減は、厳密に言えば発電所で発生する環境負荷を抑制する取組であり、そのためのコストは上・下流コストに分類することも考えられますが、本ガイドラインではaに含めること

表1 - 3 - 1：資源循環コスト（生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：事業エリア内コスト））

	取組の内容	投資額	費用額													
			減価償却費	設備リース費	維持運営費										その他	(費用額合計)
					人件費	電力費	水道光熱費	下水道料金	委託費	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計		
a. 資源の効率的利用のためのコスト																
b. 節水、雨水利用等のためのコスト																
c. 産業廃棄物の減量化、削減、リサイクル等のためのコスト																
d. 事業系一般廃棄物の減量化、削減、リサイクル等のためのコスト																
e. 産業廃棄物の処理・処分（埋立を含む）のためのコスト																
f. 事業系一般廃棄物の処理・処分（埋立を含む）のためのコスト																
g. その他持続可能な資源循環に資するコスト																
合計																

「資源循環コスト」とは、生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための取組のためのコストのうち、持続可能な資源循環の取組のためのコストを言います。資源の効率的利用のためのコスト、用水の効率化や健全な水循環のためのコスト、発生した廃棄物の減量化、処理・処分及びリサイクルのためのコストを含みます。

公表に当たっては、その取組の具体的内容及び関連する環境負荷データが記載されていることが望まれます。

* 費用額には、減価償却費、設備リース費、維持運営費等が含まれます。

* 維持運営費は、実務担当者の人件費、電力費、水道光熱費、下水道料金、委託費、測定費、原材料費、修繕費、賃借料等が考えられます。

* 生産段階において廃棄物の発生そのものを抑制するような取組及び廃棄物を減量させる取組（例えば原材料等の歩留まりを上げる等）のためのコストは、a又はgに含まれます。また、公害防止設備から排出される

* 生産設備に係るコストで、生産性向上と環境保全（資源の効率的利用）の両方の効果が得られる取組を実施した場合（いわゆる「クリーンテクノロジー」と呼ばれるもので、生産設備のシステムの中にビルトインさ

* 雨水利用、中水利用のコストは、通常の上水利用のコストとの差額とします。

* 例えば、汚泥の脱水等の取組はc、その焼却や埋立はe、費用を払ってリサイクルした場合はcとなります。また、焼却による熱や電気の回収（いわゆるサーマル・リサイクル）はeとし、clはマテリアル・リサイクル

* 資源の循環や効率的利用という点でe及びfは、他のコストと性格を異にするため、環境保全コストの管理を行う際には十分留意する必要があります。

表1 - 3 - 2：有価物等の売却額

品目	売却量 (kg)	売却額
合計		

回収した製品・容器包装等の分別や中間処理によって得られた有価物を売却した場合には、その金額を記載して下さい。

表2-1：生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（略称：上・下流コスト）

	取組の内容	投資額	費用額											その他	(費用額合計)	
			減価償却費	設備リース費	維持運営費								維持運営費小計			
					直接人件費	電力費	水道光熱費	下水道料金	測定費	原材料費	修繕費	その他				
環境負荷の少ない製品、商品、燃料及び原材料等（有害性のある化学物質の使用削減に配慮されたものを含む）の購入（いわゆるグリーン購入）に伴い発生した通常の購入行為との差額コスト																
生産・販売した製品等のリサイクル・回収・再商品化・適正処理のためのコスト																
容器包装等のリサイクル・回収・再商品化・適正処理のためのコスト																
環境保全対応の製品・サービスを提供するための追加的コスト																
容器包装等の低環境負荷化のための追加的コスト																
上記 - に関連したコスト																
合計																

「生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト」とは、グリーン購入のように、事業エリアの上流側で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト、及び企業等が生産・販売した製品、容器包装等の使用消費・廃棄等に伴い、事業エリアの下流側で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト並びにこれに関連したコストを言います。公表に当たっては、その取組の具体的内容を記載することが望まれます。

*費用額には、減価償却費、設備リース費、維持運営費等が含まれます。

*維持運営費は、実務担当者の人件費、電力費、水道光熱費、下水道料金、測定費、原材料費、修繕費、賃借料等が考えられます。

に応じ判断して下さい。

* について、本業として行う環境ビジネスのコストは、ここでいう追加的コストではないので全額を計上することは意味がありません。ただし、環境ビジネスであっても、更に環境負荷を抑制できる製品等への設計変更等に係る追加的コストが把握（測定）でき、一方で環境保全に係る追加的な効果も把握できる場合には、ここで計上する意味があるでしょう。

* に関連して、研究開発コストに含まれると判断したものは除きます。

* について、業界団体等への負担金で(5)に該当するものを除きます。

表2-2：有価物等の売却額

品目	売却量（kg）	売却額
合計		

分別や中間処理によって得られた有価物等を売却した場合は、その金額を記載して下さい。

表3：管理活動における環境保全コスト（略称：管理活動コスト）

	取組の内容	投資額	費用額													
			講師料	人件費	会場費	資料代・印刷費等	参加者旅費交通費	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	(費用額合計)	
	社員への環境教育等のためのコスト															
	取組の内容	投資額	費用額													
			構築のためのコンサル費用	セミナー受講料・旅費交通費	会議費	社員啓発に係る費用	認証取得費用・サーベランス費用	人件費	その他	その他	その他	その他	その他	その他	(費用額合計)	
	環境マネジメントシステムの構築、運用（オペレーション）、認証取得のためのコスト															
	取組の内容	投資額	費用額													
			減価償却費	設備リース費	維持運営費								その他	(費用額合計)		
	環境負荷の監視・測定のためのコスト				人件費	電力費	水道光熱費	下水道料金	委託費	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計		
	取組の内容	投資額	費用額													
			人件費													(費用額合計)
	環境保全対策組織の人件費及び上記に係る人件費合計															

「管理活動における環境保全コスト」は、企業等の環境保全のための管理活動であって、事業活動に伴い発生する環境負荷を抑制することに間接的に貢献する取組のためのコストを言います。公表に当たっては、その取組の具体的内容を記載することが望まれます。

- * 費用額には、減価償却費、設備リース費、維持運営費等が含まれます。
- * には、個別の環境負荷項目を監視・測定するためのコストのほか、化学物質の環境への排出量の把握等を行うP R T R等の実施に係るコストを含みます。

表4：研究開発活動における環境保全コスト（略称：研究開発コスト）

	取組の内容	投資額	費用額													
			減価償却費	設備リース費	維持運営費								その他	(費用額合計)		
	環境保全に資する製品等の研究開発コスト				人件費	電力費	水道光熱費	下水道料金	委託費	測定費	原材料費	修繕費	その他	維持運営費小計		
	製品等の製造段階における環境負荷の抑制のための研究開発あるいは企画設計コスト															
	その他物流段階や製品等の販売段階等における環境負荷の抑制のための研究開発コスト															
	合計															

「研究開発活動における環境保全コスト」とは、企業等が研究開発コストとして把握している研究開発活動のための人件費を含むコストのうち、環境保全に関わるコストを言います。研究開発のための投資額もここ公表に当たっては、その取組の具体的内容を記載することが望まれます。

- * 費用額には、減価償却費、設備リース費、維持運営費等が含まれます。
- * 環境以外の研究・開発投資額も含めた、その期の研究・開発投資額の総額を記載して下さい。
- * について、本業として行う環境ビジネスの場合も、更に環境負荷を抑制できる製品等を研究開発することに変わりがないので、研究開発コストの大きな部分がこれに含まれる可能性があります。

表5：社会活動における環境保全コスト（略称：社会活動コスト）

	取組の内容	投資額	費用額												(費用額合計)
自然保護、美化、景観等の環境改善対策のコスト															
地域住民の行う環境活動の支援（基金づくり等）及び地域住民に対するセミナーなどの情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト															
環境保全を行う団体等への寄付、支援のためのコスト															
環境情報の公表及び環境広告のためのコスト（製品の宣伝、販売促進のためのコストは除く）															
合計															

います。
公表に当たっては、その取組の具体的内容を記載することが望まれます。

表6：環境損傷に対応するコスト（略称：環境損傷コスト）

	内容	金額
土壌汚染、自然破壊等の修復のためのコスト		
環境損傷に対応する引当金繰入額及び保険料		
環境保全に関わる和解金、補償金、罰金、訴訟費用		
合計		

「環境損傷コスト」とは、企業等の事業活動が環境に与えた損傷に関して生じたコストであって、結果として環境保全に関わるコストが含まれます。

* 引当金については、その企業等の財務諸表上で計上されているものに限りです。

* 、 のコストは、その支出の結果が必ずしも環境保全と結びつかないものであり、 のコストとは性格を異にするので、金額の注記をするなど取扱いに注意が必要です。

問い合わせ先及びご意見受付先

環境庁企画調整局企画調整課調査企画室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel:03-5521-8231, Fax:03-3580-9568

E-mail: env-acctg@eanet.go.jp

(ホームページ) <http://www.eic.or.jp/>